

愛媛県財政基盤強化積立金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県財政基盤強化積立金条例 昭和33年3月25日 条例第7号</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、積立金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>第5条 省略</p>	<p>愛媛県財政基盤強化積立金条例 昭和33年3月25日 条例第7号</p> <p>第4条 省略</p>